

## 仙台市森林アドバイザーの会 安全確保に関する細則

第1条 仙台市森林アドバイザーの会は、本会の目的を達成するため、規約第24条（細則の制定など）により、会の活動全般にわたる安全確保のために必要な事項を定める。

第2条 この安全確保に関する細則に基づく業務は、事務局の安全担当（責任者を含む）が担当する。

第3条 会や連携団体の行事や事業、作業などに伴う諸活動中の事故に対処するため、全会員を対象に、宮城県社会福祉協議会の「ボランティア保険」に加入し、加入した保険の保証限度内において、会としての責任を負う。

第4条 上記ボランティア保険で対処できない会の行事や事業、作業などに伴うチェーンソーの取扱による事故に対処するため、行事によっては、会として加入した保険の保証限度内において、会としての責任を負う。

第5条 上記保険に加入していない間の、会や連携団体の行事や事業、作業などに伴う如何なる事故に対しても、会としては責任を負わず、会員の自己責任とする。  
なお、こうした事態に対処するため、個人負担での普通傷害保険への加入を勧め、自己責任での対処を徹底する。このため、会としては日本国内の適切な普通傷害保険の種類や費用などを調査し、会員に加入案内を紹介する。

第6条 会の行事や事業、作業に参加を呼びかけ、これに応じて参加した一般市民に対しては、事故のないよう事前に安全指導を徹底する。またこの際、一般市民を対象にした宮城県社会福祉協議会の「ボランティア保険」に加入し、この保険の保証限度内において、会としての責任を負う。

第7条 作業前には、危険予知活動を徹底する。

### 附 則

この細則は、平成20年4月5日から施行する。